「2015 年度政策・制度に関する要求書」

2015 年 9 月 10 日

連　合　長　崎

連合長崎　2015 年度政策・制度に関する要求書

１　総合生活・産業政策（公契約条例）

①　住民が安心して暮らすことができる公共サービスの質の確保と、長崎県が行う契約のもとで働く労働者の公正な労働条件確保のため、「公契約条例」の制定へ向け取り組むこと。

また、昨年の回答において、「庁内関係課で設置した『労働条件の確保に関する研究会』で検証等を行ってきている」との回答であったが、研究会の検証結果・評価について示すこと。

都道府県で初となる「公契約条例」が長野県で制定され、その後、奈良県・岐阜県でも条例が制定されている。「公契約条例」を導入すれば、労働者だけではなく、経営者にもメリットがあることを周知し、労働者・経営者・市民の声を取り入れ、長崎県としても、公契約条例の制定に向けて取り組みを進めるよう強く求める。

２　雇用・労働政策

①　ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、労働時間短縮に向けた施策の推進を図ること。

長崎県の年間総実労働時間は、全国でも上位にある。長時間労働の改善は、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動の時間を確保し、仕事と生活の調和のとれた働き方を実現する観点はもとより、人材の県外流出防止という長崎県の最重要課題に対応し、県内に魅力あふれる職場を作り出していく観点からも極めて重要と考える。

また、国は、平成 27(2015)年 3 月に新たな「少子化社会対策大綱」を決定し、男性に対し今後 5 年間で、現行 2%の育児休業取得率を 13%に、妻が出産した直後の休暇取得率を 8 割に等の目標を打ち出し、男性の育児休業取得率や家事などの時間を大幅に増やす目標を掲げている。連合長崎傘下の組合には、すでに配偶者出産休暇 5 日間の制度が整備されている組合もある。

女性の活躍を推進し、少子化に歯止めをかけるには、男性の家事や育児への参加が不可欠という視点での判断である。こうした時間の確保のため、関係団体との連携強化を図ることで施策の推進に努めること。

②　重要労働関係法（労働契約法・高年齢者雇用安定法・労働者派遣法）の改正内容を、広く県民に周知するとともに、働きやすい職場環境づくりで離職防止や生産人口の県外流出防止のための施策を講じること。

平成 24(2012)年の通常国会において、労働関係法の改正として改正労働者派遣法に加え、有期労働契約に関わる改正労働契約法や改正高年齢者雇用安

定法が成立した。
平成 27(2015)年 10 月からは、違法な労働派遣があれば、派遣先に直接雇用される労働契約申し込み『みなし制度』が始まる。これらの改正法は、非正規労働者の雇用の安定や処遇の改善、希望者全員について 65 歳までの雇用確保措置を義務付けるなど、いずれも労働者保護に資する重要な内容が盛り込まれたものである。
労働行政を推進する立場から法改正の内容の周知と徹底を広く県民に促すよう施策を講じること。

③　最低限の生活を保障できる最低賃金の水準改善を図ること

長崎県の最低賃金額は現行時間額 677 円、10 月からは 17 円の引き上げにより 694 円となる。中央審議会で示された目安を 1 円上回る引き上げ金額となり、この間長崎県としても、県民所得向上へ向け、長崎県最低賃金審議会等へ、意見書を提出するなどご尽力いただいたことについて、感謝申し上げる。
しかし、依然として全国最下位クラスの金額であり、この最低賃金額では法に定める「労働者が健康で文化的な最低限の生活を営む」ことを保障するには到底至らない。最低賃金の引き上げは、県民所得向上に大きな役割を果たすと考えられることから、引き続き長崎県として、最大限の取り組みを行っていただくよう要請する。

④　すべての若年者に対して「働きがいのある良質な雇用の場」を創出するよう、さらなる就業支援の充実・強化を図ること。

すべての若年者への良質な就業機会の実現に向けては、企業と学生のミスマッチ解消策や就労後も長く働き続けられる環境を整備するなど、新卒・若年者の雇用対策を強化する必要がある。
長崎県に於いては、新規・若年者の県外流出防止策として、いくつか取り組まれていると認識しているところであるが、県外への人口の流出にともなう就業者の減少には歯止めがかからない状況である。
新卒就業者の 3 年間での離職率は、まだまだ全国的にも高い水準にあり、長崎県内においても例外ではない状況である。そのため、引き続き学校や企業等と連携し、インターンシップ等の周知等、新卒・若年者の就業支援について充実・強化を要請する。
また、全国的にも問題となっているブラック企業問題等についても、関係機関と連携を図り、指導等を要請する。

⑤　安定した良質な雇用の確保に向けた具体的な対策を講じること。また平成 27(2015)年 4 月に施行された改正パートタイム労働法に基づき短時間労働者の公正な処遇を確保するとともに、法の適用が及ばない公務職場に雇用（任用）されている臨時・非常勤等職員の労働条件に関しても、パートタイム労働法の趣旨を踏まえて、賃金・待遇を改善すること。

いかにも有効求人倍率が上昇し、景気が回復したかのような報道等がされるが、その有効求人倍率を押し上げている内容は非正規雇用が中心であり、格差社会が広がる要因となっている。平成 27（2015）年 3 月の正社員有効求人倍率は、長崎県においては 0.60 となっており、昨年度と比較し増加したものの、依然低い水準となっている。

東京都においては、「正規雇用転換促進助成金」として、国のキャリアアップ助成金に上乗せして一人当たり最大 50 万円を助成する制度を導入している。長崎県としても安定した雇用を確保するため、採用における正規雇用の向上、非正規社員から正社員化といった企業の取り組みをサポートする具体的な支援策を講じること。

また、公務職場でも非正規職員が増加し、全国では自治体職員の 3 人に 1 人が臨時・非常勤等職員であるという実態が明らかになっている。「官製ワーキングプア」という言葉がある通り、その賃金・労働条件は正規職員とは程遠い状況である。さらに、公務職場で働く臨時・非常勤職員にはパートタイム労働法の適用がないため、不当な扱いをされることも少なくない。質の高い公共サービスを実現するために、公務職場で雇用（任用）されている臨時・非常勤等職員の処遇改善と雇用安定を求める。

３　中小企業政策

① 中小企業勤労者の福祉を担う、中小企業勤労者サービスセンターの自立と再生に向けて、広域化および改革を推進し、魅力あるサービス内容への抜本改革を進めること。

② 「人材確保・育成」支援のため、中小企業労働力確保法にもとづく各種助成制度の活用促進や優遇税制等経費の負担軽減措置など、中小企業にとって実効性のある総合的な施策を構築すること。

③ 中小企業における高齢者雇用の促進のため、高齢者の継続雇用や定年引き上げなどに対する助成金制度を充実・継続すること。

④ 中小企業労働者や職業能力開発の機会が限定されている地域に移住する者について、国・県・地域の教育訓練機関などが連携し、職業能力開発に関する機会や情報における企業間格差・地域間格差の是正をはかること。

⑤ 技術・技能の継承や人材の確保・育成などについて課題を抱えるものづくり産業の中小企業に対し国などとの連携を強化し、支援措置を拡充すること。

⑥ 中小企業退職金共済制度（中退共）への加入促進と勤労者財形制度の普及・啓発を促進すること。

４　都市計画・住宅政策

①　防災・減災機能を強化し、人命を最優先にした自然災害に強い長崎県づくりを推進するため、以下の対策を講じること。

(1)大規模災害発生時に備え、平時から近隣自治体との効果的な相互扶助をはかるため、「広域的地域間共助推進協議会」を活用し、行政・民間事業者・労働組合などによる広域的な地域間共助を推進すること。

(2)小・中・高等学校での防災教育や地域住民を対象とした防災訓練や勉強会を実施し、防災意識の向上と危険地域の周知徹底をはかること。

(3)情報通信・上下水道・石油・ガス・電気などのライフラインの安心・安全を担保するとともに、学校・病院・空港・港湾・旅客施設・主要幹線道路などの公共施設における耐震補強や老朽化対策を早期に完成させること。

②　災害発生時に、情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう人的体制も含め、以下の項目について具体的施策・支援を行うこと。

(1)情報発信と伝達の手段の多様化
(2)防災行政無線などを通じた警報等が確実に伝わる設置場所や人的体制なども含めた整備
(3)障がい者や外国人などに対しても確実に情報が伝わる施策

災害の発生が予測されるとき、あるいは災害が発生したとき、地域の住民や当該地域への外来者への情報伝達や避難誘導は、人的被害を軽減するうえで極めて重要である。これらの情報が迅速かつ適切に、またすべての対象者へ確実に伝達できるよう、防災・減災に資する情報伝達手段の整備等を行うこと。

５　産業政策

①　長崎県では、観光事業の拡大を基に、国の選定を受け、「次世代自動車インフラ整備促進事業」が展開されており、平成 25(2013)年 3 月からは、国の充電器支援制度が、拡充された。観光都市長崎を強く宣伝・強化するためにも、引き続き充電環境の積極的な整備促進を図ること。
**　また、世界各国で、水素のエネルギー利用が始まっている。水素を使用した燃料電池自動車（ＦＣＶ）の導入についても、あわせて、国と連携して環境の整備の取り組み等を検討・推進を要請する。**

充電環境の普及促進のため、さらなる積極的な整備促進を要請する。
あわせて、燃料電池自動車が普及し、社会を支えるエネルギーとして、化石燃料や電気に水素が加わることで、より低炭素なサスティナブル（持続可能な）社会を実現する可能性が高まる。
福岡県では、下水処理の汚泥から水素を作り、水素を燃料とする燃料電池車（ＦＣＶ）に販売する施設を設置していると聞いている。長崎でも可能性

の検討を要請する。

６　福祉・社会保障政策

①　離島・へき地等の地域における医療について、そこに暮らしている住民の「生命」と「健康」を守るために必要な医療供給体制の確保・充実を図ること。

長崎県においても、早急に「医療勤務環境改善支援センター」を設置し、地域の関係団体などと連携し、総合的・専門的に医療機関の勤務環境改善に向けた取り組みを行うこと。

「勤務環境改善マネジメントシステム」の実効性を確保し、医療現場の労働条件および勤務環境の改善を図り、必要な医療人材を確保すること。看護師の養成・定着・復職支援策を強化し、増大する看護需要に対応できる人材を確保すること。

医師や看護師不足を解消するために県としても様々な施策を講じられているが、離島を抱える長崎県では問題は深刻であり、看護師不足で労働環境が悪くなり、更に看護師不足に拍車がかかるといった悪循環になっている。県民が安心して暮らしていくために、上記の取り組みに早急に取り組みように要請する。

②　県民が住みなれた地域で安心し暮らすことができるよう、それぞれの地域にあった「地域包括ケアシステム」を構築していくため、医療・介護などの専門職、行政、ＮＰＯ法人、住民、利用者の連携強化を図ること。

要支援者に対する予防給付が市町村による介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するにあたり、利用者にとって必要な支援が適切に提供される体制を整備すること。

③　平成 27(2015)年 4 月からの生活困窮者自立支援制度の実施に当たり、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制整備を進めること。

また、新たな生活困窮者支援など業務拡大等を踏まえ、福祉事務所の地方財政措置を大幅に充実するように国に働きかけ、福祉事務所設置自治体においては、ケースワーカー標準配置数にもとづいた人数の配置、専門職などの人材の確保と育成をすすめること。

生活困窮者自立支援法は、生活保護受給に至る前に就労等の支援を早期に行うことで生活困窮状態から脱却するための第 2 のセーフティネットとして新たに構築された制度である。制度の充実・体制整備はもとより、その制度を支えるケースワーカー・専門職などの人材確保・育成を求める。

④　今年度からの 5 ヵ年計画である「長崎県子育て条例行動計画」（平成 27 年

度～平成 31 年度）に基づき、県民の目線に立った具体的な子育て支援施策を行うこと。また、計画に基づく施策の実施状況については、点検・評価しながら、この結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。

子どもの安心、健やかな成長のため、「質の確保」と、幼稚園教諭・保育士及び放課後児童クラブ指導員等の労働条件と環境改善を図ること。

今年度から取り組まれている「長崎県子育て条例行動計画」について、実効性のある計画にするために、点検・評価しながら、必要な対応を要請する。また、仕事と子育ての両立支援に不可欠な保育・放課後児童クラブにおいて、質の確保・人材確保のため、働く人たちの処遇改善を要請する。

⑤　自殺対策については、自殺対策基本法に則り、職域における自殺の防止計画の策定、遺族や職場同僚へのケア対策や支援策を強化すること。地域の精神科医療機関、自殺防止に取り組む NPO 等との連携を強化し、地域ぐるみの自殺対策を有効に機能させる体制を整備すること。

全国の自殺者数は、毎年減少しているものの、平成 26(2014)年自殺者週は 25,427 人となり、長崎県内の自殺者数は 295 人となった。また、年代別にみると 50～60 歳代で多くなっている傾向がみられる。自殺の原因を究明し、自殺そのものを減らすことはもちろんのこと、自殺によって残された遺族や職場同僚を含めたケア対策にも施策を講じることを求める。

7　教育政策

①　中等教育（高等学校、中学校）の場で、労働組合の役員等の労働のプロが直接学校へ出向いて行う労働法についての出前授業を実施すること。また、中高校生向けのわかりやすい啓発資料の作成、この教育を広く普及させるための指導者養成講座の開設もあわせて行うこと。

厚生労働省の「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書」（2009 年 2 月）によると、学校教育の場における取組と課題として、「社会科でも『労働三権』等の言葉としては教えられているが、権利としては十分に認識されていない」「労働関係法制度やトラブルが起きた際の相談先に関する知識について付与する機会が多くない」ということがあげられている。また、連合が平成 26(2014)年 10 月に若年労働者に対して行った調査では、雇用に関して違法状態を経験したことがあると回答した若者が 5 割にのぼった一方、ほとんどの場合、有効な対処ができていないという実態が明らかになっている。

近年、長時間労働を強制し、なおかつ若い労働者を「使い捨て」にするブラック企業・ブラックバイト問題は社会問題となっている。

労働時間や賃金、雇用形態など、必要な労働法の知識を身につけさせ、いろいろな働く上でのトラブルについて、違法状態に気付き、それに対処するためにどういった解決手段・機関が存在し、どの程度有

効なのか、法律や制度を使ってどのように違法状態を解決できるのか。たとえば未払い賃金の請求方法、労働災害保険の申請方法、パワハラをやめさせるための方法など、具体的な解決策を示し、実際に法的権利を行使できるような教育が今求められていると考える。

②　教職員の健康と子どもたちと向き合う時間を確保するため、教職員の超過勤務縮減を図る実効性のある施策を行うこと。

教職員の多忙化・時間外勤務は、年々増加傾向にある。山積する教育課題や各方面からの要請に万全を尽くして応えようとする傾向が強く、学校現場では県教委が進めている「プラス１」推進運動がなかなか進んでいない現状である。そこで、「プラス１」推進運動を強力に推し進めるために、県教育委員会として次のことに取り組むこと。

(1)「ノー部活デー」（週 1 回）について、部活動を統括する団体に趣旨の徹底を働きかけるとともに、各競技団体に対し、市町レベルの大会を見直し、試合回数を削減するように要請すること。
(2)「定時退勤日」（週 1 回）の完全実施に向け、保護者・地域住民・関係機関等に対し、実施の趣旨の周知と理解の促進を図るよう市町教委に働きかけること。
(3)県教委・市町教委等の主催事業の見直しや廃止を進め、すべての学校が対象となる悉皆事業を希望制や選択制にすること。

③　子どもの貧困対策推進法による「県子どもの貧困対策についての計画」を早急に定めること。また、給付型奨学金を拡充することにより、公的奨学金制度を充実させること。（第３部会）

平成 26(2014)年 7 月、厚生労働省が発表した平成 24(2012)年時点の「子どもの貧困率」は 16.3%と過去最悪を更新し、６人に１人の子どもが貧困の状態で生活していることが明らかになった。貧困の状態にある子どもたちは、学習する意欲を持てず、学校を卒業した後には安定した仕事に就くことができず、貧困の連鎖に陥ってしまうという指摘がある。家庭の経済状況の格差が、子どもたちの進学機会や学力の格差を生まないよう、子どもの貧困問題についての早急な対策を要望する。

８．男女平等政策

①　ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた具体的な施策の推進を図ること。

男性の育児参画の推進、仕事と家庭の両立支援や子育て家庭の支援に取り組む企業を紹介・支援し、男女平等参画の普及推進を図ること。また、「ながさき子育て支援表彰」をより多くの県民に周知し、「子育てと仕事の両立支援企業」には公共事業入札参加資格の技術・社会貢献評価の点数加算を行うな

ど、優遇措置を講じること。
（※名古屋市では子育て支援企業に入札・契約制度における優遇措置を講じている）

9　経済政策

①　平成 28（2016）年１月のマイナンバー運用開始にあたり、税務行政体制の整備や担当職員の養成、また管理者・利用者への周知をはかること。

平成 28（2016）年１月からマイナンバーが運用開始となる。行政において不備なく着実な業務が遂行できるよう、体制の整備、担当職員の養成をはかること。
また「個人番号関係実務実施者」となる民間企業に対する周知・指導、利用者である県民に対する情報発信など、制度を円滑・安全に運用するための支援を行うこと。

10　政治政策

①　平成 28(2016)年夏の参議院議員選挙より選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられることに伴い、若年層を中心に全年代の投票率向上に向け、実効性のある啓発活動、環境整備を行うこと。

今年６月、「公職選挙法の一部を改正する法律案」が成立し、来夏の参議院議員選挙から、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられることとなった。しかし、平成 26(2014)年度衆議院議員選挙での 20 代の投票率は 32.58%（全国平均）と極めて低い結果となった。また全年代においても投票率は年々低下傾向にあり、政治離れが顕著になっている。県は、若年層を中心に全年代の投票率向上に向け、政治意識の醸成を図る啓発活動や、人が往来する場所への投票所の設置などの環境整備を行うこと。

11　消費者政策

①　地方消費者行政の更なる充実・強化をはかること。

平成 27(2015)年３月 24 日に閣議決定された消費者基本計画は、５年間で取り組むべき６つの施策を掲げ、その１つに「消費者行政の体制整備」を挙げている。その中に地方における体制整備についても言及している。
長崎県においても、現在の設置状況を踏まえ、消費者行政の推進に向け、消費者の身近な相談窓口として消費生活センターを全ての自治体に設置し、質の高い消費者行政サービスが受けられる組織体制の充実をはかること。

12　食料・農林政策

①　食料自給力の向上を戦略的に推進し、安定供給体制の維持・充実をはかるため、以下の施策を行うこと。

(1)県は、「フード・アクション・ニッポン」(注 1)やフードマイレージ(注 2)の普及等を通じた地産地消の推奨などの県民運動を展開するとともに、フードチェーンの連携強化などを通じて、長崎県産食品の消費拡大を推進すること。

(2)県は、食品関連事業者における消費期限・賞味期限の適切な設定ならびに流通現場における納入期限・販売期限に関する運用ルールの見直し、消費者に対する啓発の推進、フードバンク(注 3)への支援などを通じ、食料廃棄の削減をはかること。

(注 1)～生産・流通・消費の現場で問題意識を認識・共有し、消費者・企業・団体・地方自治体など、すべての国民が一体となって国産農産物の消費拡大を具体的に推し進める、農林水産省が平成 20（2008）年度より展開している国民運動。

(注 2)～食料の「量」と、生産地から消費地までの「輸送距離」を掛け合わせて算出する指標。あるいはこの指標に着目し、なるべく近くで生産された食料を食べることで、輸送に伴う環境への負荷を軽減しようという運動。

(注 3)～食品関連企業から品質に問題のない食料品（包装破損や賞味期限が近づいたもの等）を無償で譲り受け、これを「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供することにより、食料品の有効活用と福祉活動支援を行う運動（もしくはそれを行うＮＰＯ・ＮＧＯの団体)。

② 平成 27(2015)年 4 月 1 日に施行された食品表示法に基づき、長崎県としても食品の安全・安心の確保に向け、「長崎県食品の安全・安心条例」の具体的な施策の推進に万全を期すこと。なお、そのため人員的な体制整備を含め検討を行うこと。

食品表示法は、食品衛生法、ＪＡＳ法及び健康増進法の３法の食品の表示に関する規定を統合したもので、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設したものである。

その中で、「食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令」に基づき、「都道府県が処理する農林水産大臣の権限に属する事務」により、長崎県が行う業務等は非常に重要となっている。消費者は、表示から様々な情報を得て、食品を購入していることを踏まえ、安全で安心な食料を選択できるよう食品関連事業者に対して表示の徹底・指導を行う必要がある。

13 情報・通信政策

① デジタルデバイド（情報格差）の解消に向けた取り組みを促進すること。

情報通信インフラの整備にあたっては、公正競争環境下での民間事業者に

よる整備を進めていくことが基本と考える。
しかしながら、携帯電話や高速ブロードバンドが利用できない未整備地域については、引き続き行政等が助成する仕組みを充実させるなど、政府・国、地方自治体、情報通信事業者が一体となって整備を促進すること。

② 訪日外国人向け、関係事業者等と連携を図り、「長崎空港」「長崎港松ヶ枝国際ターミナル」等にSIMカードが購入できる販売店（販売機）の設置を検討すること。

海外では、SIMフリーのスマートフォンやタブレットが多く流通しており、日本を訪れる外国人旅行者に快適な通信環境を提供するためにも、日本国内で使えるプリペイトSIMのニーズは今後ますます高まると思われる。このようなニーズの高まりを受け、成田空港や関西国際空港等に、プリペイトSIMの販売店（販売機）が既に設置されている。外国人観光客が多く訪れる長崎においても、このようなニーズはますます高まると思われ、SIMカードの販売店（販売機）の設置について検討を求める。

14 環境・エネルギー政策

① 地球温暖化防止対策の取り組みについて

平成25（2013）年4月に策定した「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、2020年度における長崎県内の温室効果ガス排出量を平成2（1990）年比で13.4%削減するという目標達成に向けた一層の支援・周知および具体的な施策を実施すること。

現在、「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス低減に向けた取り組みを展開していると承知しているが、基準年となる平成2（1990）年比で平成23（2011）年度（確定値）は8.6%増、平成24（2012）年度（速報値）は13.4%増となっている。東日本大震災後に、火力発電所による発電が増加し、二酸化炭素排出量が増加したことが主な要因であることは認識しているが、2020度の目標達成に向け、「長崎県地球温暖化対策実行計画」に掲げる「県民」「事業者」「県」それぞれが十分に役割を果たせるよう具体的施策を実施すること。

② 再生可能エネルギーの取り組みについて

「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン」に沿って、引き続き再生可能エネルギーの積極的な推進に向けた取り組みを行うこと。その際、地域の雇用創出、経済効果など、地域への利益が還元されるしくみを支援すること。

再生可能エネルギーについては、長崎県として「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン」を策定し、取り組みを進めていると存じているが、ビ

ジョンに掲げた目標の達成に向け、積極的な取り組みを推進すること。
　また導入促進にあたっては、地域の人簿意見が反映され、地域の人が参画し、雇用創出・経済効果など、確実に地域へ利益が還元されるような仕組みを支援すること。

③　エネルギー・環境政策に関する教育の取り組みについて

エネルギー・環境政策に関する国際的な動向、地球温暖化対策と産業・経済活動のバランス、再生可能エネルギーや原子力発電に係わる課題、放射線の医療・産業における利用実態や健康への影響等について、客観的で正確な情報・データに基づき、分かりやすい広報や双方向コミュニケーション、わが国の将来を担う子供たちに対する学校教育におけるエネルギー・環境教育等に積極的に取り組むこと。

　エネルギーや地球温暖化対策を巡るわが国の現状は、電気料金・エネルギーコストの高騰や電力・エネルギー供給不安、CO^2排出量の増加等が継続し、わが国経済や産業活動、雇用や国民生活に深刻な影響を及ぼしている。
　現に、電気料金上昇に伴いエネルギー多消費産業をはじめ、ものづくり産業に携わる多くの企業が倒産や転廃業、撤退を余儀なくされ、その存続の危機と雇用の喪失が顕在化するなど、一刻の猶予も許されない状況に直面している。
　国民生活や雇用、産業・経済活動に密接に関係するエネルギー・環境政策を巡る課題の解決に向けては、国民の理解と協力が不可欠であり、わが国のエネルギー問題や環境問題の実情や全体像について、国民との相互理解に向けた取り組みが極めて重要である。
　長崎県においては、「長崎県環境教育等行動計画」に基づき学校における環境教育に取り組んでいると存じているが、環境問題と密接な関わりがある「エネルギー教育」の視点も重要であるという認識のもと、「エネルギー・環境教育」として積極的に取り組むこと。

15　交通・運輸政策

①　交通事故撲滅および慢性的な道路交通渋滞緩和のため、関係機関と緊密に連携し、以下の対策を講じること。
(1)適切な信号の配置・制御
(2)バス専用通行帯（特に通勤・通学時間）の違法走行・駐車の取締強化
(3)ノーマイカーデー取り組み（周知）強化
(4)パークアンドライドの有効活用に向けた広報活動等の強化・拡大

　長崎県内では、交通処理能力を上回る交通量にともない、特に朝・夕の通勤時間帯では慢性的な渋滞が生じている路線が見受けられる。この緩和策として、適切な信号機の設置や時間・間隔の管理、バス専用通行帯の違法走行や違法駐車車両の取締強化が行われるよう、関係機関と緊密な連携を図ること。

また、高齢者対策または地球温暖化対策の観点から交通基盤整備のもと駐車場等各種施設の改善、繁華街や中心部への乗入規制など自家用自動車から公共交通機関への利用転換をはかる為、「ノーマイカーデー」の周知強化、「パークアンドライド」の有効活用に向けた広報活動等の強化・拡大を図ること。

② 公共交通の維持・存続のために地域協議会の機能を高め、事業の採算・不採算にかかわらず住民生活に必要不可欠なバス路線等の確保を図ること。

③ 地域公共交通への適正な参入規制の強化を行なうこと。

平成 26（2014）年 11 月 8 日に、県内で運行されているコミュニティバスの事業者が一方的に運行中止を行うという事態が発生した。これはこれまで行われてきた規制緩和の弊害と言わざるを得ない。特に、地域公共交通会議で協議・決定し運行するコミュニティバスについては、地域住民の生活に直結する問題であり、路線参入できる事業者について参入基準を強化する必要があると考える。

④ 新規貸切事業者の点呼・アルコールチェック等の監査体制を強化すること。

規制緩和後に参入した新規貸切事業者については、安全管理体制が原因とした事故が多数発生している。新規貸切事業者に対する、乗務員の点呼やアルコールチェック等の監査体制について強化を図ること。

⑤ 長崎道「大村インターチェンジ」の高速バス停留所へ送迎ベイ設置等の対策を講じること。

大村ＩＣのバス停留所は、出口ランプと入口ランプにつながる道路上にあるためタクシーや自家用車で送迎が出来ない状況となっている。また併設する駐車場があるにもかかわらず、急階段となっており高齢者や障がい者、さらには子供連れへ使用者へは非常に困難で危険なものとなっている。送迎ベイ等、早急な対策を図ること。（第１部会）

⑥ タクシー事業について、特措法施行により 5 年が経過をし、長崎県内における過去 1 年間のタクシー減車台数、減車率、昨年比等を示されたい。また今日の情勢に鑑み、現在行われている具体的な取り組み等があれば示されたい。

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」施行より５年が経過した。国として（九州運輸局長崎支局が示した）「適正車両台数が 25～30％減」に対し平成 25(2013)年 12 月末までに 14.8％の減車が行われた事には一定の評価を行うものである。しかし内容

については平成 24(2012)年度の企業倒産を含めたものであり「労働政策」については大きな課題があることは否めないと考える。
法の趣旨に沿って「交通政策」のみに終始することなく「労働政策」との連携が「特措法」に不可欠であると同時に、是非「長崎モデル」とした発信を強く要望する。

⑦　タクシー乗務員の賃金における累進歩合の完全廃止と事故処理や手数料等の「不当な労働者負担」に対する監視を強められ厚生労働省や労働局と連携の下、事業者への労働環境整備など強く指導を行なうこと。

⑧　「地域福祉有償運送」と「運転代行業務」について、引き続き「旅客自動車運送事業行為」に当たらないよう、適正な指導と摘発強化を行うこと。

国土交通省は、平成 24(2012)年 3 月に「安心・安全な利用に向けた自動車運転代行業のさらなる健全化対策」を策定した。今後、白タク・辻待ちなどの根絶にどの程度の効果が発揮されるのか注視しつつ、引き続き、警察や運輸局の取り締まり強化の要請と、代行車両の辻待ち行為の禁止、ツーシーター車両の義務付け等、長崎県としても独自の検討を図ること。

⑨　タクシー駐車ベイ・トラック駐車ベイの増設を行なうこと。

既存のベイには一般車の駐車が著しく、ベイ自体の機能を果たせていない場所も散見される。渋滞緩和、事故防止、作業効率等の観点から広報や啓発活動を強化されるとともに違法駐車の摘発に努められたい。
また交通施設整備を促進し電停・バス停から全ての利用者が円滑に移動や乗換ができるタクシー駐車ベイの新設など、公共交通網としての一体的整備を推進されたい。
またトラック駐車ベイの増設について、長崎市西坂町（第一生命ビル前）および新大工町（馬町交差点から玉屋前）について、昨年度の要求・再要求に対し「歩道幅員の確保の観点から早急な対応が困難」、かつ「地元からの要望や協力が不可欠」であるとの回答であったが、地元住民・関係事業者の声を広く集約し、整備実現に向けた積極的な取り組みを行うこと。

⑩　長崎空港のタクシー迎車スペース確保について、昨年の要求に対する長崎空港からの回答を示すとともに、引き続き長崎県より長崎空港に対し要請すること。

長崎の玄関口にあたる「長崎空港」のタクシー迎車について、現状は空港駐車場またはバス待機場所に駐車し、お客様を迎えに行く状況である。昨年度は、迎車スペースの設置要望に対し長崎県より長崎空港事務所へ伝えるとの回答であったが、昨年の長崎空港からの回答について示すとともに、引き続き設置に向けた働きかけをお願いする。

⑪　交通運輸産業の人材不足に歯止めをかけるため、長崎県として具体的な施策を行うこと。

交通運輸産業は行き過ぎた規制緩和から運賃・料金の低下に拍車がかかり、同時に賃金をはじめとした諸労働条件の引き下げに繋がっている。

また産業の性格上、特殊な免許を有する職種が多いこと等もあって、それぞれの会社だけでは人材を確保することが困難な状況が続いている。魅力ある交通運輸産業の構築はもとより、安全・安心した働きやすい就業整備等の指導を行われるとともに人材不足への対策を講じること。

また、2007 年 6 月より免許制度（中型免許・大型免許）の大幅な改正などによって、新入社員の雇用時には免許を取得させることが出来ず、一企業としての教育や免許取得時の費用が大きな負担を強いることとなってため、資格取得に対する補助金の新設等の対策を講じること。

加えて、福岡県では高等学校と自動車学校が連携し、自動車学科の生徒を対象に運行管理者資格取得の講座を開催しており、長崎県においても専門校（自動車科や自動車専攻科）の導入などの独自な対策を講じること。

⑫　トラック、バス、タクシー等の自動車運送事業の規制緩和後、増加傾向にある違法行為の取り締まりを強化すること。特に、悪質な労働保険・社会保険未加入事業所については、重点的に取り締まること。

規制緩和後トラック、バス、タクシーの競争が激化し、運賃ダンピングが横行するなどコスト競争の激化に伴い、交通事故の増加や、改善基準告示の違反が増加している。特に、労働保険・社会保険を中心に各種保険の納入義務等については企業としての社会的責任を放棄した実態がある。このような違法行為が拡大すれば社会保険制度の崩壊につながり将来不安を招くこととなる。

したがって、これらの違法行為を積極的に取り締まり、悪質なものには罰則規定の適用を求める。特に、労働保険・社会保険未加入事業所を重点的に取り締まるよう求める。

加えて、事業者の法令が順守され交通運輸の安全が担保されるよう、監査要員の増員や監査体制の強化策とあわせて罰則強化と厳格な取り締まりを求める。

⑬　自動車運送事業において、利用者および従事する労働者の安全確保等の観点から、十分なチェック体制が整えられるよう、監査要員の確保ならびに監査体制の強化を行うこと。

バス、タクシー、トラック事業においては、利用者の安全確保、サービスの向上、事業者質の向上、公平・公正競争条件の整備等の観点から、現在の監督人員体制では、事業者数を鑑みると対応できない実態となっている。

事故防止の観点から過労運転の防止はもっとも重要であり、国土交通省は、規制緩和後の事後チェック体制をより確実なものとするため、監査方針（原則無通告)、厚生労働省との相互通報制度の拡充、社会保険未加入状況等の通報制度の創設等、労働基準監督機関等との連携強化による監査等の強化、悪質性の高い事業者への事業停止処分を行う等、処分の厳格化を行ってきた。しかし、違反事業者が後を絶たず長時間・過重労働が交通事故を誘発していることから、事後チェック体制の強化と監査要員の増員を図られたい。

また、デジタルタコグラフ等の機器の設置と一定期間ごとにデータの提出を全事業者に義務付ける電子監査システムを導入し、少なくとも3年に1回、全事業者を監査すると同時に、許可の更新を厳格にするよう国へ働きかけを行うこと。

同時に、事後チェックだけで管理・監督を行うことは現実的でなく、事前チェックとバランスをとった監査強化策を長崎県と運輸支局として協力しされたい。

⑭　長崎県が管理する有料道路の無料化並びに、料金見直しの検討を行うこと。早期の対応が困難な状況であれば、将来的な無料化または値下げの時期について明らかにされたい。

県が管理する有料道路について、地域経済への効果や、他交通機関影響などを考慮し、総合的な料金見直しについて検討していただきたい。

有料道路の中には、県民の生活路線としてかかせないものとなっている道路もあり、また、政府が実施しているデフレ脱却へ向けた政策や消費税増税などによるガソリン価格の高騰や有料道路使用料金の値上げにより、県民にかかる負担は大きくなっている。そうなると有料道路の使用を控える県民も出てくる可能性があり、県内の主要路線での更なる渋滞を引き起こすことも懸念される。

県民の負担軽減、及び渋滞を緩和させていくために、有料道路の使用料金の引き下げの検討を求める。

昨年度の要求に対し、「決められた料金徴収期間内に維持管理費等を賄うため、早期無料化並びに値下げは現在困難」との回答であったが、将来的な無料化または値下げの時期について明らかにされたい。

16　人権政策

①　県民の重要な個人情報が不正取得されることを防止するため、県内の全自治体に対して、戸籍・住民票を第三者が取得した場合に本人へ通知する制度（本人通知制度（登録型））を導入するよう引き続き強く要請すること。

長崎県内の自治体でも「戸籍・住民票の不正取得」が行われおり、平成23(2011)年11月に逮捕された「プライム事件」で使用された司法書士「佐藤隆」名の不正請求分だけでも全体で73件という調査結果であった。

現在、本人通知制度を導入している自治体は、平成27(2015)年4月現在、

全国で 543 自治体であり、埼玉県・大阪府・京都府・鳥取県・山口県・香川県・大分県では事前登録型本人通知制度を全市町村で実施をしている。しかしながら、長崎県内市町での導入状況は一つもない状況である。そのような中、昨年長崎県より各市町首長等へ要請をいただいたことに対し、導入への大きな前進になることを期待している。不正に取得された個人情報は、何らかの犯罪に使われる可能性があるため、個人情報の不正取得を防止し、県民の安全・安心を確保するためにも率先して制度の導入を行うよう、引き続き県から県内全自治体に対し、制度の必要性を説明・導入の要請を行うとともに、最大限の取り組みをお願いする。

17. 地域政策

① 本県ＵＩターン者の受け入れ対策として、住居の確保など、積極的に長崎県独自の人口流出対策を講じること。

人口流出に歯止めが掛からない長崎県、特に離島地域の人口流出は著しく、人口流出対策は喫緊の課題である。

「平成 25 年住宅・土地統計調査」によれば、長崎県内の空家は 10 万戸を超え、空家率（２次利用を除く）14.9%にものぼる。特に県内へのＵＩターン者の受け入れ対策として住居を確保するため、今年２月に施行された「空家対策特別措置法」に基づき、長崎県、県内不動産業界(宅地建物取引士等)及び地元市町と連携し、県内空き家の把握と住まいの提供情報を行うとともに、空き家改修等に係る費用の助成など具体的施策を行うこと。

② 離島地域の航空運賃の引き下げ要請、離島航路の定期運行に向けた支援など、長崎県独自の離島航路・航空路対策を講じること。

離島の航空運賃は、例えば対馬－長崎及び対馬－福岡の航空路運賃は、島民割引適用では片道 11,000 円超、割引適用外では 14,000 円を超え、飛行時間及び距離は短いものの運賃は福岡－東京、長崎－東京の運賃を上回る場合がある。航空路は離島市民の九州本土に渡るための交通手段として欠かせないものであり、航空運賃の高騰は離島に住むものにとって家計に大きな打撃を与えていると同時に、高い運賃が企業誘致の足かせになっている。また同様に、航路による運賃も陸路での交通手段と比較し、割高な運賃となっている。

また、地域公共交通としての離島航路についてフェリーをはじめとする定期航路は、日常生活における移動や生活必需品の輸送のための不可欠な交通手段であり、ライフラインとして重要な役割を果たしている。

離島を多く抱える本県にとって、離島航路・航空路対策は離島活性化の極めて重要な取り組みであり、離島航路および航空路に関する運賃引き下げの要請および、離島航路の定期運行に向けた支援を行うこと。

あわせて離島航路・航空路を支える職場で働く労働者が、健康・安全に働ける労働環境の整備、生活が保障できる賃金の維持・向上など、将来に渡る

人材確保に向けた取り組みを行うこと。

③　離島活性化交付金（国土交通省所管）予算枠の拡充を国へ働きかけること。

長崎県は多くの離島を抱え、離島に居住する県民も多くいる。離島活性化交付金は、新産業創出や雇用創出など多くの事業に活用されている。離島経済の活性化に寄与しており、予算枠の拡充を求めるものである。

④　燃油価格の地域間格差（①全国平均―長崎県、②長崎県本土―離島）解消に向け国へ要請するとともに、県としても独自の対策を講ずること。

長崎県については通常でも全国平均よりも燃油価格が高い状況となっているため、燃油を欠かせない産業や交通運輸産業への影響は甚大なものとなっている。さらに県内離島については、長崎本土地域よりも燃油価格がさらに高く、農林水産業を中心とする離島の産業、交通機関、さらには島民の生活自体が非常に厳しい状況にある。

県内の燃油単価引下げのため国や関係機関への働きかけをおこなうとともに長崎県としても具体的な対策を講じること。

※参考：長崎県内　本土と離島のガソリン価格比較表
（2015 年 8 月、県独自調査）

単位：円

全国	長崎県	本土	離島	下五島	上五島	壱岐	対馬
138	146	144	175	171	174	172	181

⑤　県は「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、産・官・学・金・労・言および地域住民で構成する推進組織を設置し、「長崎県版総合戦略」を策定することとしているが、県内すべての市町に対し同様の推進組織のもと幅広い声を集約し「市町版総合戦略」を策定するよう指導・調整を行うこと。

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、都道府県・市町村は平成 28(2016)年 3 月までに「地方版総合戦略」を策定することが努力義務となっており、その策定にあたっては、産・官・学・金・労・言という幅広い関係者ならびに地域住民の意見を反映することが重要である。人口減少、地域活性化、人材確保など、幅広い分野での課題が山積しており、県は、策定過程で各関係者の意見を十分に反映し地域の実態に応じた実効性のある戦略を策定するとともに、各市町に対しても働きかけをおこなうこと。また、推進組織に労働者委員が参加できていない自治体もあり、推進計画策定過程において労働者の意見を集約できるような仕組みを取り入れること。

18. 核兵器廃絶に向けた政策

①　戦後 70 年を迎え、核兵器廃絶に向けた取り組みをより一層強化すること。

広島・長崎に原爆が投下され今年で70年を迎えたが、世界には未だに15,700発(2015 年 6 月：RECNA 公表)もの核兵器（核弾頭）が存在している。今年４月～５月には、ニューヨークの国連本部で 5 年に１度の「核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議」が開催されたが、核兵器保有国と非保有国の対立などが鮮明になり、最終合意文書の採択には至らなかった。

核兵器の廃絶に向け、唯一の被爆国である日本政府は、強いリーダーシップを発揮していかなければならない。そのためにも、県は国に対して核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求めるとともに、戦争を経験していない世代への継承という喫緊の課題に対し、より一層取り組みを強化すること。